

佐賀県地域防災計画（「第3編 地震・津波災害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	目次	目次	
i	(略) 第3編 地震・津波災害対策 (略) 第2章 地震災害対策計画 第1節 災害予防対策計画 第1項 安全・安心な県土づくり (略) 第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 (略)	(略) 第3編 地震・津波災害対策 (略) 第2章 地震災害対策計画 第1節 災害予防対策計画 第1項 安全・安心な県土づくり (略) 第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 (略)	
ii	第5 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 73 (略) 第2節 災害応急対策計画 (略) 第10項 保健医療活動計画 181 (略)	第5 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備 73 (略) 第2節 災害応急対策計画 (略) 第10項 保健医療福祉活動計画 181 (略)	国基本計画の修正に伴う追記 国基本計画の修正に伴う追記
	第1章 総則 第2節 地震に関する本県の特徴 第4項 これまでの地震・津波災害	第1章 総則 第2節 地震に関する本県の特徴 第4項 これまでの地震・津波災害	
7	【津波災害】 (略) また、 2011（平成23）年東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cmの津波が観測された。	【津波災害】 (略) 2011（平成23）年東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cmの津波が観測された。 令和6年能登半島地震による津波では、佐賀県北部に対し津波注意報が発表され、玄海町仮谷で20cm、唐津港で13cmの津波が観測された。	佐賀地方気象台からの意見に基づく追記
	第3節 被害想定 第1項 基本的考え方	第3節 被害想定 第1項 基本的考え方	
9	(略) ■ 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県消防防災課（現：危機管理防災課）） ■ 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課） ■ 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県危機管理防災課） (略)	(略) ■ 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県消防防災課（現：危機管理防災課）） ■ 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課 （現：農山村課） ） ■ 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県危機管理防災課） (略)	組織改正に伴う修正

32	<p>第2章 地震災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 安全・安心な県土づくり</p>	<p>第1 県土保全施設の整備</p> <p>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）</p>	<p>第2章 地震災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 安全・安心な県土づくり</p>	<p>第1 県土保全施設の整備</p> <p>国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）</p>	組織改正に伴う修正
39	<p>第2 公共施設、交通施設等の整備</p>	<p>国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</p>	<p>第2 公共施設、交通施設等の整備</p>	<p>国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（危機管理防災課、農山村課、建築住宅課、空港課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課、防災航空センター）</p>	組織改正に伴う修正
40	<p>3 交通・通信施設の耐震性の確保 (略) (1) 道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 (略)</p>	<p>3 交通・通信施設の耐震性の確保 (略) (1) 道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図るものとする。 (略)</p>	<p>3 交通・通信施設の耐震性の確保 (略) (1) 道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図るものとする。 (略)</p>	<p>3 交通・通信施設の耐震性の確保 (略) (1) 道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図るものとする。 (略)</p>	国基本計画との整合に伴う追記
45	<p>第4 建築物等の耐震性の確保</p>	<p>国、市町、一定の建築物等の所有者又は管理者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、 県（文化課、建築住宅課、<u>文化課</u>）</p>	<p>第4 建築物等の耐震性の確保</p>	<p>国、市町、一定の建築物等の所有者又は管理者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、 県（文化課、建築住宅課）</p>	重複記載箇所の削除
51	<p>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p>	<p>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、関係各所属）</p>	<p>第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p>	<p>第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、<u>防災航空センター</u>、関係各所属）</p>	関係機関の追記
51	<p>(略) また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。 (略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 (略)</p>	<p>(略) また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める<u>とともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、市町及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。</u> (略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 (略)</p>	<p>(略) また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める<u>とともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、市町及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。</u> (略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 (略)</p>	<p>(略) また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める<u>とともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、市町及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。</u> (略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 (略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記

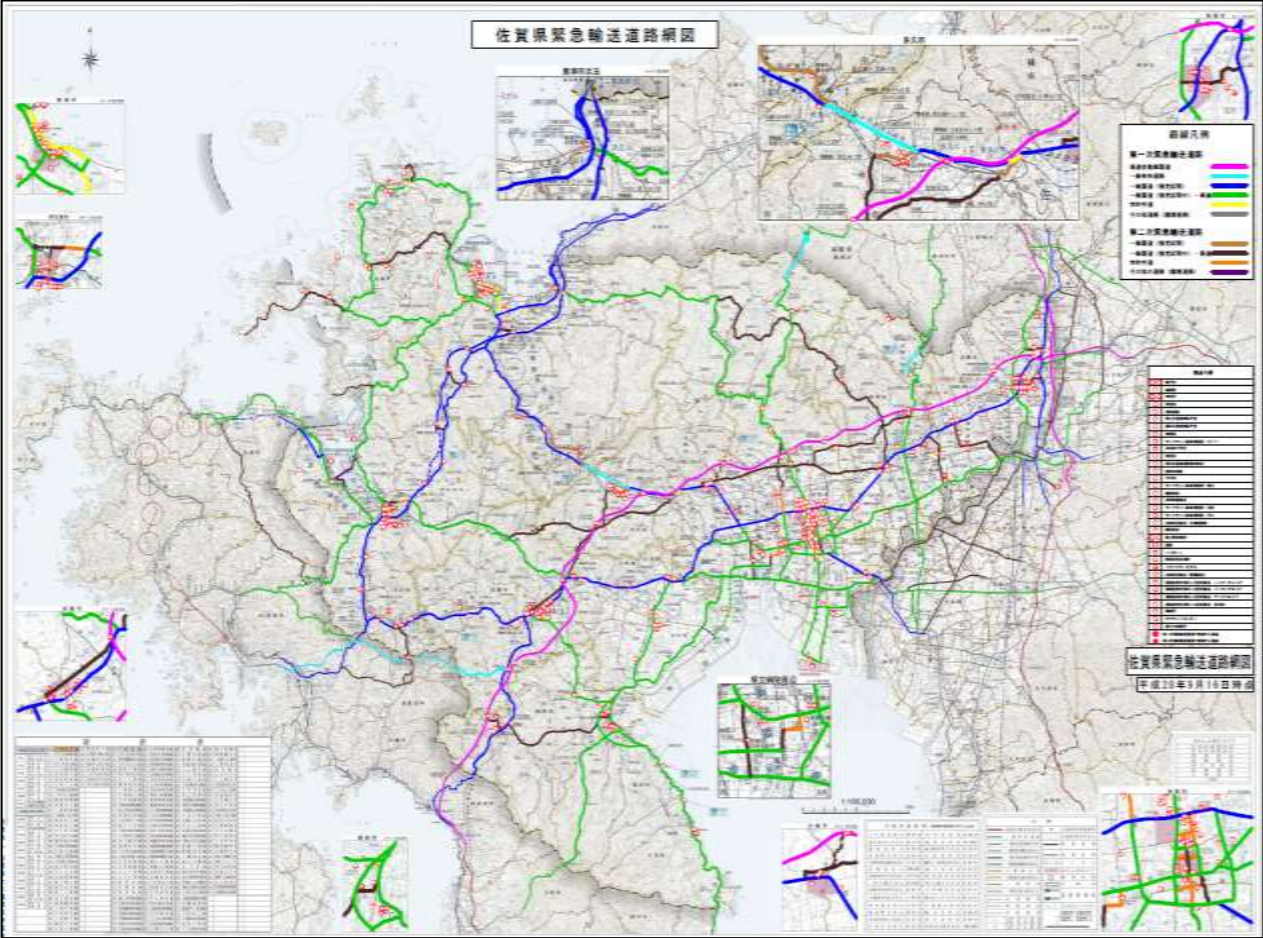
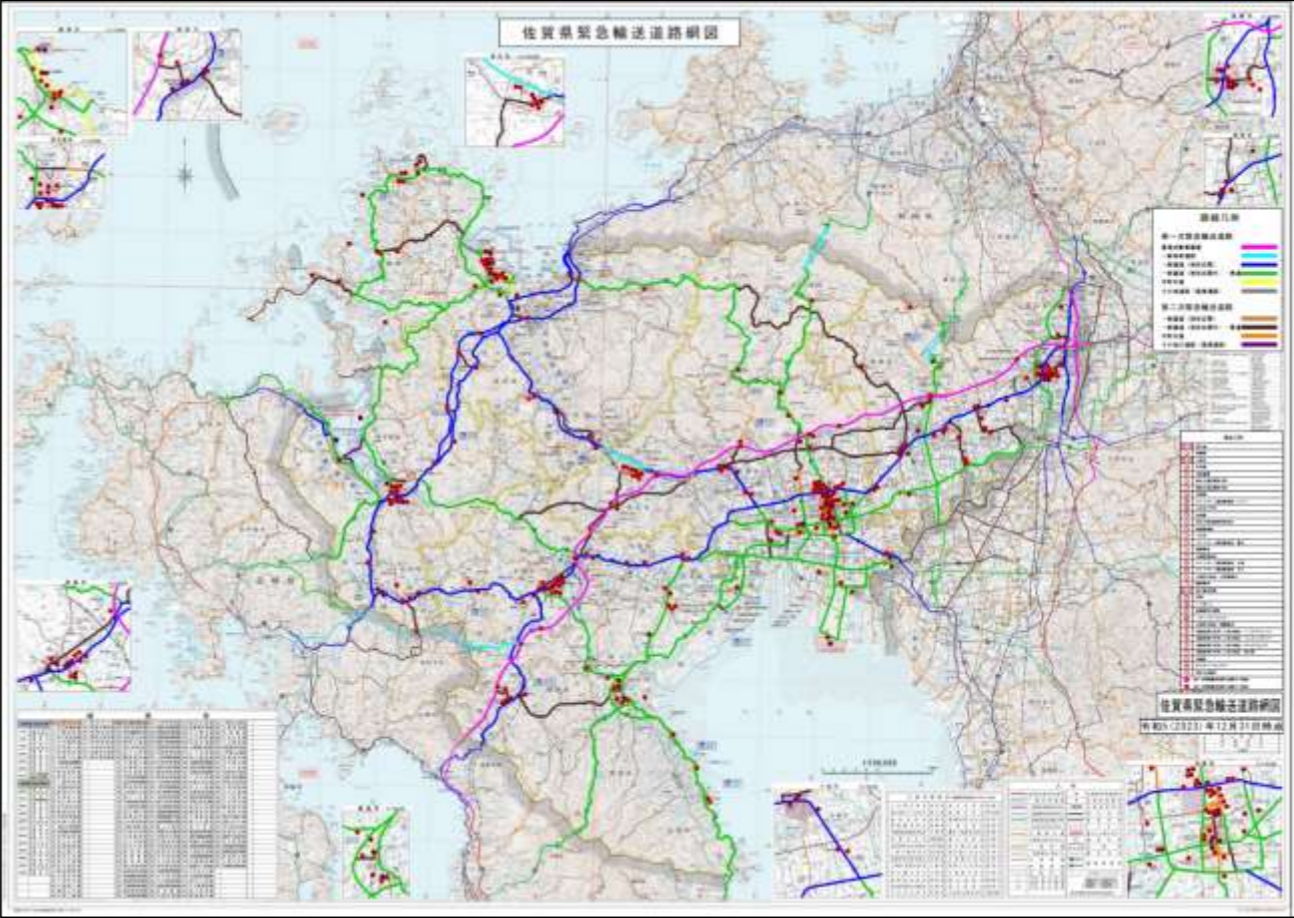
<p>52</p> <p>(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>54</p> <p>エ 震度情報ネットワークシステムの充実</p> <p>(略)</p> <p>(次項)</p>	<p>県は、発災時に安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM)、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。</p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 震度情報ネットワークシステムの充実</p> <p>(略)</p>	<p>県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p> <p>(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM)、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 震度情報ネットワークシステムの充実</p> <p>(略)</p>	<p>第2編風水害対策編との整合に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
--	---	---	---

<p>55</p>	<p style="text-align: center;">【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】</p> <p>(略)</p> <p>キ 災害情報提供システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 防災ポータルサイト (県ホームページによる情報提供)</p> <p>b 携帯端末向けホームページ (携帯端末への情報提供)</p> <p>c 防災ネットあんあん (登録した住民へのメールによる情報提供)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】</p> <p>(略)</p> <p>キ 災害情報提供システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 主な災害情報提供システム</p> <p>a 防災ポータルサイト (県ホームページによる情報提供)</p> <p>b 携帯端末向けホームページ (携帯端末への情報提供)</p> <p>c 防災ネットあんあん (スマートフォンアプリによる情報提供)</p> <p>(略)</p>	<p>現在の整備状況に伴う修正</p>
<p>58</p>	<p>3 電気通信事業者による体制等</p> <p>略</p> <p>(3) 災害用伝言サービスの活用促進</p> <p>《災害用伝言サービス》</p> <p>(略)</p> <p>○携帯電話・PHS各社</p> <p>・災害用伝言板</p> <p>携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。</p>	<p>3 電気通信事業者による体制等</p> <p>略</p> <p>(3) 災害用伝言サービスの活用促進</p> <p>《災害用伝言サービス》</p> <p>(略)</p> <p>○携帯電話各社</p> <p>・災害用伝言板</p> <p>携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。</p>	<p>システム更新に伴う修正</p> <p>第2編の修正と連動した修正</p>

58	第2 防災活動体制の整備	国、県警察、市町、消防機関、防災関係機関、 県（危機管理防災課、資産活用課、行政デジタル推進課、人事課、道路課、関係各所属）	第2 防災活動体制の整備	国、県警察、市町、消防機関、防災関係機関、 県（危機管理防災課、資産活用課、行政デジタル推進課、人事課、道路課、 防災航空センター 、関係各所属）	対象機関の追記
	第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県（各協定の担当所属）	第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県（各協定の担当所属）	
63	(略) 2 保健医療分野の受援体制 保健医療分野においては、保健医療活動総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。 また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DCAT又はDWA T）等の整備に努めるものとする。		(略) 2 保健医療分野の受援体制 保健医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。 また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DCAT又はDWA T）等の整備に努めるものとする。		国基本計画の修正に伴う追記、 脱字追記
64	区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日	
	自治体	(略)	(略)	(略)	
		全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	令和4年11月22日	誤字修正
		(新設)			協定追記
	通信	災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日	脱字追記
		アマチュア無線による災害時応援協定〔危機管理防災課〕	一般社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部（締結時：社団法人）	平成17年 3月31日	
		(新設)			記載場所移設
		(新設)			協定追記
66	要配慮者	(略)	(略)	(略)	
		災害時におけるリハビリテーション支援に関する協定〔長寿社会課〕	佐賀リハビリテーション推進協議会	令和2年 6月 5日	脱字追記
		(略)	(略)	(略)	
67	輸送	(略)	(略)	(略)	
		(新設)			協定追記
	物資	(略)	(略)	(略)	
		(新設)			協定追記
	資機材	(略)	(略)	(略)	

68	災害時における資機材調達に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社レンタルのニッケン九州支店	平成25年 7月 1日	災害時における資機材調達に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社レンタルのニッケン九州支店	平成25年 7月 1日	協定追記
	(新設)			佐賀県と佐賀県トヨタ販売店・佐賀県トヨタレンタリース店・佐賀県トヨタ部品共販店との包括連携協定 [県民協働課]	佐賀県オールトヨタ(佐賀トヨタ自動車株式会社、株式会社トヨタレンタリース佐賀、トヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社、佐賀トヨベツト株式会社、トヨタカローラ佐賀株式会社)	平成30年10月19日	
	災害時における電動車両等の支援に関する協定 [危機管理防災課]	九州三菱自動車販売株式会社佐賀支店、三菱自動車工業株式会社	令和 4年 7月21日	災害時における電動車両等の支援に関する協定 [危機管理防災課]	九州三菱自動車販売株式会社佐賀支店、三菱自動車工業株式会社	令和 4年 7月21日	
68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
	港湾	(略)	(略)	港湾	(略)	(略)	
	漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [農山漁村課]	佐賀県港湾建設協会	平成22年 9月 1日	漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [水産課]	佐賀県港湾建設協会	平成22年 9月 1日	
70	福所江漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [農山漁村課]	佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成25年 7月 1日	福所江漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [水産課]	佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成25年 7月 1日	組織改正に伴う修正
	その他	(略)	(略)	その他	(略)	(略)	
	無人航空機による災害応急対策業務(映像撮影・物資輸送等)に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	無人航空機による災害応急対策業務(映像撮影・物資輸送等)に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日	
71	(新設)			佐賀県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括協定 [県民協働課]	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	平成30年 6月 1日	協定追記
	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定[生活衛生課]	佐賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	平成30年 8月22日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定[生活衛生課]	佐賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	平成30年 8月22日	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
71	災害発生時等におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定 [県民協働課]	佐賀災害支援プラットフォーム	平成31年1月23日	災害発生時等におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定 [県民協働課]	一般社団法人 佐賀災害支援プラットフォーム	平成31年1月23日	誤字修正 協定追記
	(新規)			佐賀県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定 [県民協働課]	三井住友海上火災保険株式会社	平成31年 3月19日	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
71	災害時における相互連携に関する協定	九州電力株式会社佐賀支店 九州電力送配電株式会社佐賀支社	令和 3年 5月28日	(移設)	(移設)	(移設)	記載箇所移設
	(新設)			消防防災ヘリコプター等臨時離着陸場としてのJA管理施設	佐賀県農業協同組合 唐津農業協同組合	令和5年4月18日	

	(新設) (略)		<table border="1"> <tr> <td><u>設利用に関する協定</u></td> <td><u>伊万里市農業協同組合</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>佐賀県、総合警備保障株式会社及びALSOK佐賀株式会社との連携協定 [県民協働課]</u></td> <td><u>総合警備保障株式会社</u> <u>ALSOK佐賀株式会社</u></td> <td><u>令和5年4月28日</u></td> </tr> </table>	<u>設利用に関する協定</u>	<u>伊万里市農業協同組合</u>		<u>佐賀県、総合警備保障株式会社及びALSOK佐賀株式会社との連携協定 [県民協働課]</u>	<u>総合警備保障株式会社</u> <u>ALSOK佐賀株式会社</u>	<u>令和5年4月28日</u>	協定追記
<u>設利用に関する協定</u>	<u>伊万里市農業協同組合</u>									
<u>佐賀県、総合警備保障株式会社及びALSOK佐賀株式会社との連携協定 [県民協働課]</u>	<u>総合警備保障株式会社</u> <u>ALSOK佐賀株式会社</u>	<u>令和5年4月28日</u>								
	第4 応急復旧及び二次災害の防止活動	市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課、産業政策課）	第4 応急復旧及び二次災害の防止活動	市町、水道事業者等、ライフライン事業者、県（循環型社会推進課、県土企画課、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課、産業政策課）						
72	(略) 2 資機材等の確保 (略) なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 (新設) (略)		(略) 2 資機材等の確保 (略) なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 <u>県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u> (略)	国基本計画に基づく追記						
73	第5 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課）	第5 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課）						
73	(略) また県においては、関係者と連携し保健医療活動を効率的に行うため、保健医療活動の総合調整機能の確立に努めることとする。 (略)		(略) また県においては、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとする。 (略)	国基本計画の修正に伴う追記						
75	4 保健医療活動体制の整備 (略) (3) 災害時保健医療活動要領の普及・活用 県は、県内において大規模災害が発生し保健医療活動の総合調整を行う必要がある場合の活動を規定した「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領（平成31年1月策定）」を関係者に普及し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、保健医療対策を指揮調整する。 (略) (6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 (略) また、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。 (略)		4 保健医療福祉活動体制の整備 (略) (3) 災害時保健医療福祉活動要領の普及・活用 県は、県内において大規模災害が発生し保健医療福祉活動の総合調整を行う必要がある場合の活動を規定した「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領（平成31年1月策定）」を関係者に普及し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、保健医療福祉対策を指揮調整する。 (略) (6) 医療応援体制の整備 ア 都道府県間の応援体制 (略) また、被災地方公共団体における円滑な保健医療福祉活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。 (略)	国基本計画の修正に伴う追記 国基本計画の修正に伴う追記						
76	第6 緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、	第6 緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、市町、						

	県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山漁村課、道路課、防災航空センター）	県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、港湾課、産業政策課、水産課、農山村課、道路課、防災航空センター）	組織改正に伴う追記																				
77	(略) ≪輸送拠点≫ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">SAGAサンライズパーク</td> <td style="width: 30%;">佐賀市</td> </tr> <tr> <td>唐津市文化体育館</td> <td>唐津市</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>鳥栖市</td> </tr> <tr> <td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td> <td>伊万里市</td> </tr> <tr> <td>全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」</td> <td>嬉野市</td> </tr> </table> (略)	SAGAサンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「 みゆきドーム 」	嬉野市	(略) ≪輸送拠点≫ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">SAGAサンライズパーク</td> <td style="width: 30%;">佐賀市</td> </tr> <tr> <td>唐津市文化体育館</td> <td>唐津市</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>鳥栖市</td> </tr> <tr> <td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td> <td>伊万里市</td> </tr> <tr> <td>全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」</td> <td>嬉野市</td> </tr> </table> (略)	SAGAサンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「 朝日I&Rドーム 」	嬉野市	呼称変更に伴う修正
SAGAサンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「 みゆきドーム 」	嬉野市																						
SAGAサンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「 朝日I&Rドーム 」	嬉野市																						
79	緊急輸送道路網図 	緊急輸送道路網図 	道路課からの意見に基づく差替え																				

	<p>第7 避難及び情報提供活動</p>	<p>国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」（以下「学校等」という。）・病院等・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、 県（報道課、危機管理防災課、法務私学課、市町支援課、国際課、スポーツ課、文化課、まなび課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、教育総務課、学校教育課）</p>	<p>第7 避難及び情報提供活動</p>	<p>国、市町、「幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校」（以下「学校等」という。）・病院等・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、 県（報道課、危機管理防災課、法務私学課、市町支援課、国際課、スポーツ課、文化課、まなび課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、林業課、県土企画課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課、教育総務課、学校教育課）</p>	
<p>82</p>	<p>1 市町の避難計画 (略) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (新設) 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (略) イ 指定避難所 (7) 指定基準 (略)</p>		<p>1 市町の避難計画 (略) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 <u>市町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 イ 指定避難所 (7) 指定基準 (略) c 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 <u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略) (イ) 機能の強化 (略)</p>		<p>国基本計画との整合に伴う追記 国基本計画修正に伴う追記 国基本計画修正に伴う追記</p>
<p>84</p>	<p>c 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 (略)</p>		<p>c 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 <u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略)</p>		<p>国基本計画修正に伴う追記</p>
<p>85</p>	<p>(イ) 機能の強化 (略) b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備</p>		<p>(イ) 機能の強化 (略) b 非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備</p>		<p>国基本計画修正に伴う追記</p>

88	<p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所の管理運営 (略) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所の管理運営 (略) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者支援体制の整備 県及び市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）</u>などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p>				
90	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第8 避難行動要支援者対策の強化</td> <td>市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 (略)</p> <p>また、市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。 (新設)</p> <p>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本</p>	第8 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第8 避難行動要支援者対策の強化</td> <td>市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 (略)</p> <p>また、市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、積雪や凍結といった市町特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。 <u>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本</p>	第8 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
第8 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）						
第8 避難行動要支援者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、 県（危機管理防災課、国際課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）						

	<p>人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><u>県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第12 災害復旧・復興への備え</td> <td>市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第12 災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第12 災害復旧・復興への備え</td> <td>市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第12 災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）	
第12 災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）						
第12 災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属）						
97	<p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市町の災害廃棄物処理計画</p> <p>市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市町の災害廃棄物処理計画</p> <p>市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
	<p>第3項 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画</td> <td>市町、 県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市町、 県（危機管理防災課、関係各所属）	<p>第3項 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画</td> <td>市町、 県（危機管理防災課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市町、 県（危機管理防災課、関係各所属）	
第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市町、 県（危機管理防災課、関係各所属）						
第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市町、 県（危機管理防災課、関係各所属）						
100	<p>(略)</p> <p>これを受け、県は、次の方針に基づき、<u>平成28年度</u>を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、特に緊急を要する施設等の積極的な整備を推進していくものとする。</p> <p>1 対象<u>地区</u> 対象<u>地区</u>は、<u>全県</u>とする。</p> <p>2 計画年度 <u>平成28年度</u>～令和<u>2年度</u>（5箇年）</p> <p>3 計画対象事業 (略)</p> <p>(6) 共同溝、電線共同溝<u>など</u>の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>これを受け、県は、次の方針に基づき、<u>令和3年度</u>を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、特に緊急を要する施設等の積極的な整備を推進していくものとする。</p> <p>1 対象<u>区域</u> 対象<u>区域</u>は、<u>県内全域</u>とする。</p> <p>2 計画年度 <u>令和3年度</u>～令和<u>7年度</u>（5箇年）</p> <p>3 計画対象事業 (略)</p> <p>(6) 共同溝、電線共同溝<u>等</u>の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 (略)</p>	<p>計画改正に伴う修正</p> <p>地震防災対策特別措置法との整</p>				

<p>(9) 公立の小学校 <u>または</u> 中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(11) 不特定多数のものが利用する公的 <u>建築物</u>のうち、地震防災上補強を要するもの</p> <p>(12) 海岸保全施設 <u>また</u> は河川管理施設</p> <p>(13) 砂防 <u>施設</u>、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋密集地域の地震防災上補強を要するもの (略)</p> <p>(16) 井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備</p> <p>(17) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</p> <p>(18) 救護施設等地震時における応急的な措置に必要な設備または資機材</p> <p>(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</p>	<p>(9) 公立の小学校、<u>中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程</u>のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(11) 不特定 <u>かつ</u> 多数のものが利用する公的 <u>建造物</u>のうち、地震防災上補強を要するもの</p> <p>(12) <u>海岸法に規定する</u> 海岸保全施設 <u>又は河川法に規定する</u> 河川管理施設</p> <p>(13) 砂防 <u>設備</u>、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋 <u>の</u> 密集 <u>している</u> 地域の地震防災上必要なもの (略)</p> <p>(16) <u>飲料水</u>、井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備</p> <p>(17) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</p> <p>(18) 救護施設等地震 <u>災害</u> 時における応急的な措置に必要な設備 <u>又は</u> 資機材</p> <p>(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</p>	<p>合に伴う修正</p>				
<p>第4項 県民等の防災活動の推進</p> <table border="1" data-bbox="201 730 1377 995"> <tr> <td data-bbox="201 730 593 995"> <p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p> </td> <td data-bbox="593 730 1377 995"> <p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</p> </td> </tr> </table>	<p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</p>	<p>第4項 県民等の防災活動の推進</p> <table border="1" data-bbox="1418 730 2594 995"> <tr> <td data-bbox="1418 730 1810 995"> <p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p> </td> <td data-bbox="1810 730 2594 995"> <p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</p> </td> </tr> </table>	<p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</p>	
<p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</p>					
<p>第6 災害ボランティア活動の環境整備等</p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、国際課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</p>					
<p>108 1 災害ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u> 中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				

111	第8項 航空機の運用調整計画 第1 航空機の運用調整計画 災害応急対策活動を行う航空機の運航者、 県（危機管理防災課、医務課、 <u>空港課</u> 、佐賀空港事務所）	第8項 航空機の運用調整計画 第1 航空機の運用調整計画 災害応急対策活動を行う航空機の運航者、 県（危機管理防災課、医務課、 <u>防災航空センター</u> 、佐賀空港事務所）	対象機関の追記・削除	
111	県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ・警察ヘリ・ドクターヘリ・自衛隊機・海上保安庁へリなど災害時における航空機利用について関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。	県は、地域の実情を踏まえ、 <u>県消防防災ヘリコプター</u> 、 <u>県警察ヘリコプター</u> 、ドクターヘリ、 <u>自衛隊航空機及び海上保安庁航空機</u> など災害時における航空機利用について関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。	脱字追記 実態との整合に伴う追記	
	第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制 第1 県の活動体制 県（危機管理防災課、関係各所属）	第2節 災害応急対策計画 第1項 活動体制 第1 県の活動体制 県（危機管理防災課、関係各所属）		
112	1 災害情報連絡室 （略） (3) 構成 危機管理防災課、報道課、 <u>農林水産、県土整備、地域交流の各部（局）連絡員所属</u> 、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。 （略） 2 災害警戒本部 (1) 災害警戒本部 ア 設置基準 (ア) 県内で震度5強又は5弱の地震が発生した場合（自動設置） (イ) 県内沿岸に津波警報が発表された場合（自動設置） (ウ) 県内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合 (エ) 津波により大きな被害が発生した場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合 イ 所掌事務 災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整 ウ 構成 危機管理防災課、報道課、広報広聴課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。 災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。 エ 配備要員 災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者 オ 知事等幹部職員への連絡 休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動	113	1 災害情報連絡室 （略） (3) 構成 危機管理防災課、報道課、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。 （略） 2 災害警戒 <u>対策</u> 本部 (1) 災害警戒 <u>対策</u> 本部 ア 設置基準 (ア) 県内で震度5強、5弱 <u>又は長周期地震動階級3</u> の地震が発生した場合（自動設置） (イ) 県内沿岸に津波警報が発表された場合（自動設置） (ウ) 県内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合 (エ) 津波により大きな被害が発生した場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合 イ 所掌事務 災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整 ウ 構成 危機管理防災課、報道課、広報広聴課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。 災害警戒 <u>対策</u> 本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。 エ 配備要員 災害警戒 <u>対策</u> 本部の要員として、災害警戒 <u>対策</u> 本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者 オ 知事等幹部職員への連絡 休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒 <u>対策</u> 本部	第2編風水害対策の記述内容との整合に伴う修正 体制変更に伴う修正 設置基準追加に伴う追記 体制変更に伴う修正 体制変更に伴う修正 体制変更に伴う

	<p>設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他</p> <p>佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 現地調整要員の派遣</p> <p>災害警戒本部長は、救助、医療、輸送など、現地の市町対策本部等において関係機関と調整を実施する必要があると認める場合は、現地調整要員を指名して現地の市町対策本部等に派遣することができる。</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(7) 航空機の運用調整等</p> <p>(略)</p> <p>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他</p> <p>佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>(2) <u>現地災害警戒対策本部</u></p> <p><u>災害警戒対策本部長（副知事（防災監））は、必要に応じ、現地災害警戒対策本部を設置し、現地災害警戒対策本部長を危機管理・報道局副局長又は他の職員から指名する。</u></p> <p>(3) 現地調整要員の派遣</p> <p>災害警戒対策本部長は、救助、医療、輸送など、現地の市町対策本部等において関係機関と調整を実施する必要があると認める場合は、現地調整要員を指名して現地の市町対策本部等に派遣することができる。</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(7) 航空機の運用調整等</p> <p>(略)</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る<u>国土交通省との調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>修正</p> <p>体制変更に伴う組織設置に係る追記</p> <p>付番修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>国基本計画修正に伴う追記・修正</p> <p>実態との整合に伴う追記</p>																																				
118	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対策部 対策部長</th> <th style="width: 10%;">対策部長の 担当事務</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 40%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 ●防災監</td> <td>災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 (略)</td> <td>(略) (分析・企画関係) (略) ・<u>退避</u>の指示、警戒区域の設定に関すること (略)</td> <td>政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等	総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 (略)	(略) (分析・企画関係) (略) ・ <u>退避</u> の指示、警戒区域の設定に関すること (略)	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対策部 対策部長</th> <th style="width: 10%;">対策部長の 担当事務</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 40%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 ●防災監</td> <td>災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 (略)</td> <td>(略) (分析・企画関係) (略) ・<u>避難</u>の指示等、警戒区域の設定に関すること (略)</td> <td>政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等	総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 (略)	(略) (分析・企画関係) (略) ・ <u>避難</u> の指示等、警戒区域の設定に関すること (略)	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)	119	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">情報通信対策部</th> <th style="width: 10%;">情報通信手段の確保等</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 40%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●総務部長</td> <td>◇<u>情報課長</u></td> <td>・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の I C Tに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること</td> <td>行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課</td> </tr> </tbody> </table>	情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等	●総務部長	◇ <u>情報課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の I C Tに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">情報通信対策部</th> <th style="width: 10%;">情報通信手段の確保等</th> <th style="width: 40%;">左の主な内容</th> <th style="width: 40%;">関係（対応）課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●総務部長</td> <td>◇<u>行政デジタル推進課長</u></td> <td>・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の I C Tに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること</td> <td>行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課</td> </tr> </tbody> </table>	情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等	●総務部長	◇ <u>行政デジタル推進課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の I C Tに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	119	<p>災害対策基本法との整合に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等																																				
総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 (略)	(略) (分析・企画関係) (略) ・ <u>退避</u> の指示、警戒区域の設定に関すること (略)	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)																																				
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等																																				
総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 (略)	(略) (分析・企画関係) (略) ・ <u>避難</u> の指示等、警戒区域の設定に関すること (略)	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課 ほか (略)																																				
情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等																																				
●総務部長	◇ <u>情報課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の I C Tに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課																																				
情報通信対策部	情報通信手段の確保等	左の主な内容	関係（対応）課等																																				
●総務部長	◇ <u>行政デジタル推進課長</u>	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の I C Tに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課																																				

121	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正	
	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関する事 ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・緊急輸送における港湾の使用に関する事	農山漁村課 港湾課	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関する事 ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・緊急輸送における港湾の使用に関する事		農山村課 港湾課 水産課
123	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国基本計画の修正に伴う追記	
	健康福祉対策部 ●健康福祉部長 (正) ●男女参画・こども局長 (副)	保健医療活動の総合調整 ◇医療統括監	・保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関する事 ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請等、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関する事	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課	健康福祉対策部 ●健康福祉部長 (正) ●男女参画・こども局長 (副)	保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関する事 ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請等、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関する事		健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課
124	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	脱字追記 国基本計画との整合に伴う修正 脱字追記	
	衛生対策 ◇健康福祉部副部長	(略) ・愛護動物に係る必需品等の供給に関する事	循環型社会推進課 医務課 生活衛生課	衛生対策 ◇健康福祉部副部長	(略) ・家庭動物に係る必需品等の供給に関する事	循環型社会推進課 医務課 生活衛生課			
125	産業労働部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事	産業政策課	産業労働対策部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事	産業政策課	組織改正に伴う修正
	農林水産対策部 ●農林水産部長	農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事	農山漁村課 農地整備課	農林水産対策部 ●農林水産部長	農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事	農山村課 農地整備課	

127	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正	
	県土整備対策部 ●県土整備部長	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ため池、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・砂防ボランティアに関すること	河川砂防課 農山漁村課	県土整備対策部 ●県土整備部長	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ため池、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・砂防ボランティアに関すること		河川砂防課 農山村課
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	文教対策部 ●教育長	対策部内の支援 (その他の課等) ◇教育総務課長	・対策部内の応援に関すること ※教育 庄 の各課は、文教対策部内での応援を基本	教育総務課	文教対策部 ●教育長	対策部内の支援 (その他の課等) ◇教育総務課長	・対策部内の応援に関すること ※教育 委員会事務局 の各課は、文教対策部内での応援を基本		教育総務課
第2項 地震、津波の情報伝達				第2項 地震、津波の情報伝達					
第1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等			佐賀地方気象台	第1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等			佐賀地方気象台		
131	(略)	<p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p>		<p>(略)</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。</p> <p>(略)</p> <p>注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</p>		佐賀地方気象台からの意見に基づく修正			
132	2 地震情報の種類、発表基準とその内容		2 地震情報の種類、発表基準と内容		2 地震情報の種類、発表基準と内容		佐賀地方気象台からの意見に基づく修正（表差替え）		
	<u>地震情報の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>	<u>地震情報の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>			
	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震による揺れの検知時刻を発表。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。			

	<p><u>震源に関する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) <p><u>震源・震度に関する情報</u></p> <p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 <p><u>各地の震度に関する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 <p><u>推計震度分布図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 <p><u>長周期地震動に関する観測情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 <p><u>遠地地震に関する情報</u></p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p><u>その他の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p> <p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</p> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>	<p><u>震源に関する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) <p><u>震源・震度情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時 <p><u>推計震度分布図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 <p><u>長周期地震動に関する観測情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 <p><u>遠地地震に関する情報</u></p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p> <p><u>その他の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p> <p>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。</p> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表*。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半~2時間程度で発表</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>										
133	3 地震活動に関する解説資料等		3 地震活動に関する解説資料等		佐賀地方気象台からの意見に基づく修正(表差替え)									
	<table border="1"> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容		<table border="1"> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>地震解説資料</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だ</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地</td> </tr> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だ	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地		
解説資料等の種類	発表基準	内容												
解説資料等の種類	発表基準	内容												
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だ	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地												

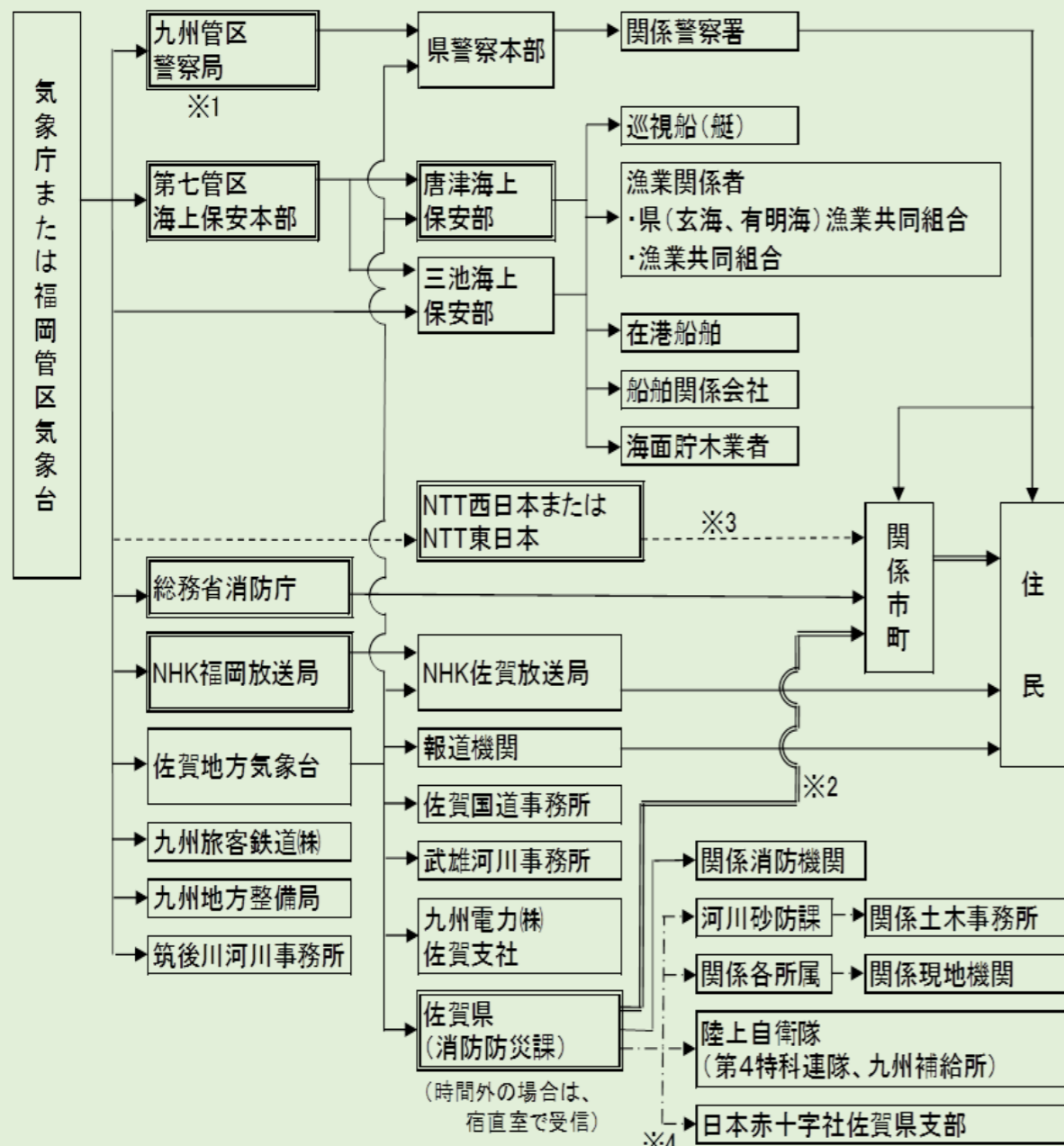
	<p><u>地震解説資料(速報版)</u></p> <p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> ・ <u>震度4以上</u> <p>(但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</p>	<p><u>地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料</u></p>	<p><u>(全国速報版・地域速報版)</u></p> <p>け発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>津波警報・注意報発表時(遠地地震による発表時除く)</u> ・ <u>(担当地域で)震度4以上を観測</u> <p>(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</p>	<p><u>震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震解説資料(全国速報版)</u> ・ <u>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料</u> ・ <u>地震解説資料(地域速報版)</u> ・ <u>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料</u> 	
	<p><u>地震解説資料(詳細版)</u></p> <p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</u> ・ <u>震度5弱以上</u> ・ <u>社会的に関心の高い地震が発生</u> 	<p><u>地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料</u></p>	<p><u>地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)</u></p> <p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>津波警報・注意報発表時</u> ・ <u>(担当地域で)震度5弱以上を観測</u> ・ <u>社会的に関心の高い地震が発生</u> 	<p><u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震解説資料(全国詳細版)</u> ・ <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</u> ・ <u>地震解説資料(地域詳細版)</u> ・ <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)</u> 	
	<p><u>管内地震活動図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定期(毎月初旬)</u> 	<p><u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料</u></p>	<p><u>地震活動図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定期(毎月初旬)</u> 	<p><u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料</u></p>	
	<p><u>週間地震概況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定期(毎週金曜)</u> 	<p><u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料</u></p>	<p><u>週間地震概況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定期(毎週金曜)</u> 	<p><u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料</u></p>	
<p>134</p>	<p>4 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津</p>	<p>4 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を、津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</p>			

波の高さも数値で発表する。				津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				佐賀地方気象台からの意見に基づく修正 (表差替え)		
津波警報等の種類	予想される津波の高さ 数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現	とるべき行動	想定される災害	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表 (予想される津波の高さ区分)		巨大地震の場合の発表	想定される災害と取るべき行動
大津波警報 (津波特別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。津波は繰り返す襲ってくるので、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。	大津波警報*	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)		巨 大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	10m (5m<高さ≤10m)						10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)						5m (3m<高さ≤5m)			
津 波 警 報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。	津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)		高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津 波 注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。	津 波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)		(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
5 津波情報の種類とその内容				5 津波情報の種類と発表内容				佐賀地方気象台からの意見に基づく修正 (表差替え)		
津波情報の種類		内 容		情報の種類		発表内容				
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載)を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。		津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。				

	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。</u>		<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表。</u>	
	<u>津波観測に関する情報 (*1)</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。</u>		<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。(*1)</u>	
	<u>沖合の津波観測に関する情報 (*2)</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。</u>		<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。(*2)</u>	
	(略)			(略)		
	第2 情報の伝達	防災関係機関、 県（危機管理防災課）		第2 情報の伝達	防災関係機関、 県（危機管理防災課）	

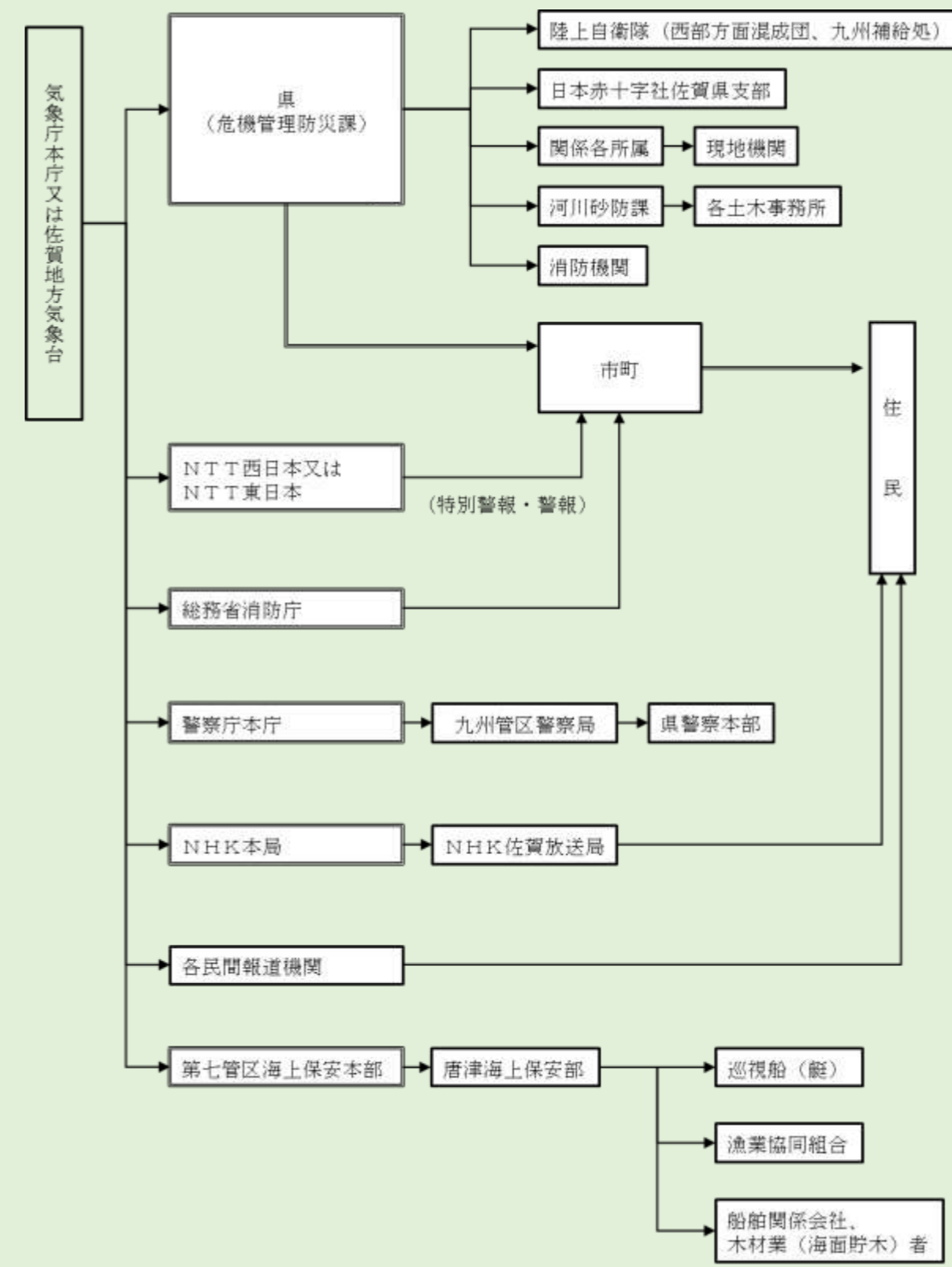
137

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



- ※1 (□): 法定伝達先(気象業務報施行令第8条第1号)
- ※2 (—): 大津波警報(特別警報)の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路(気象業務報第15条の2)
- ※3 (---): 大津波警報・津波警報のみ伝達
- ※4 (---): 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後伝達(緊急の場合は、自宅から)

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



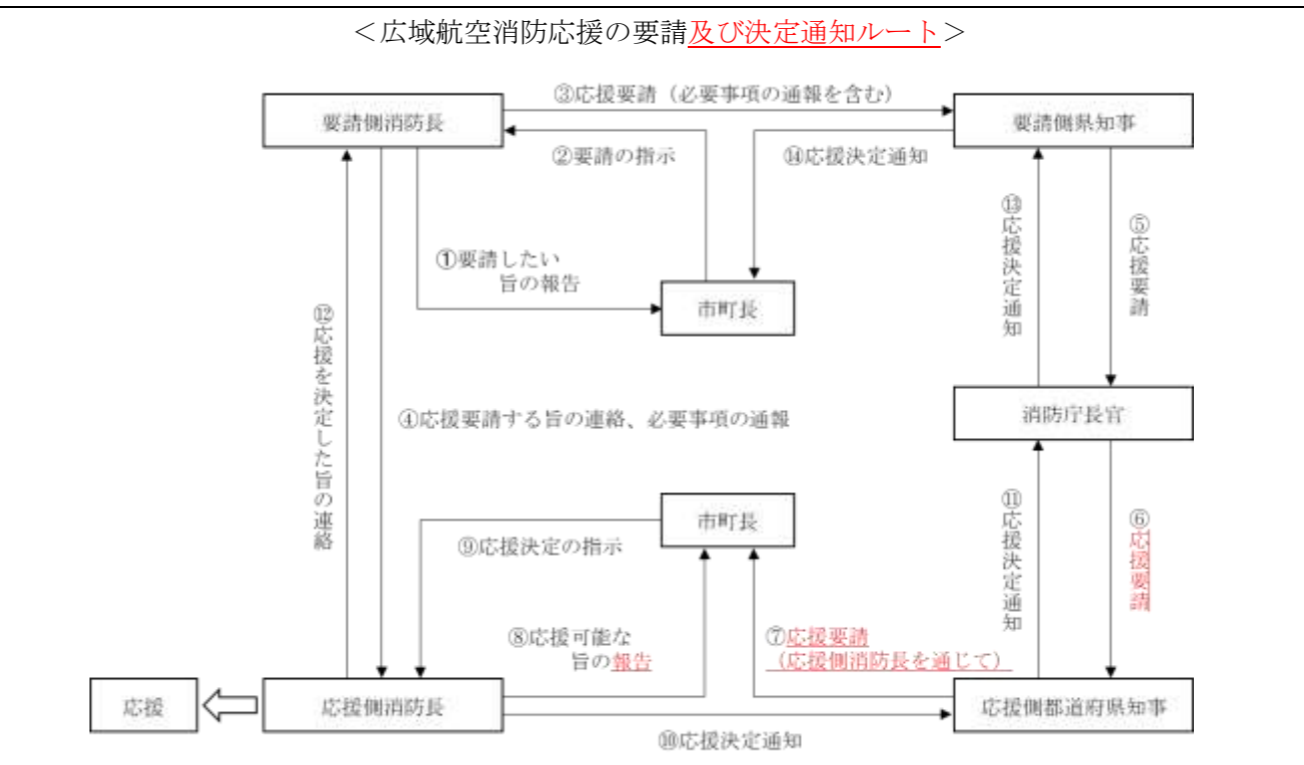
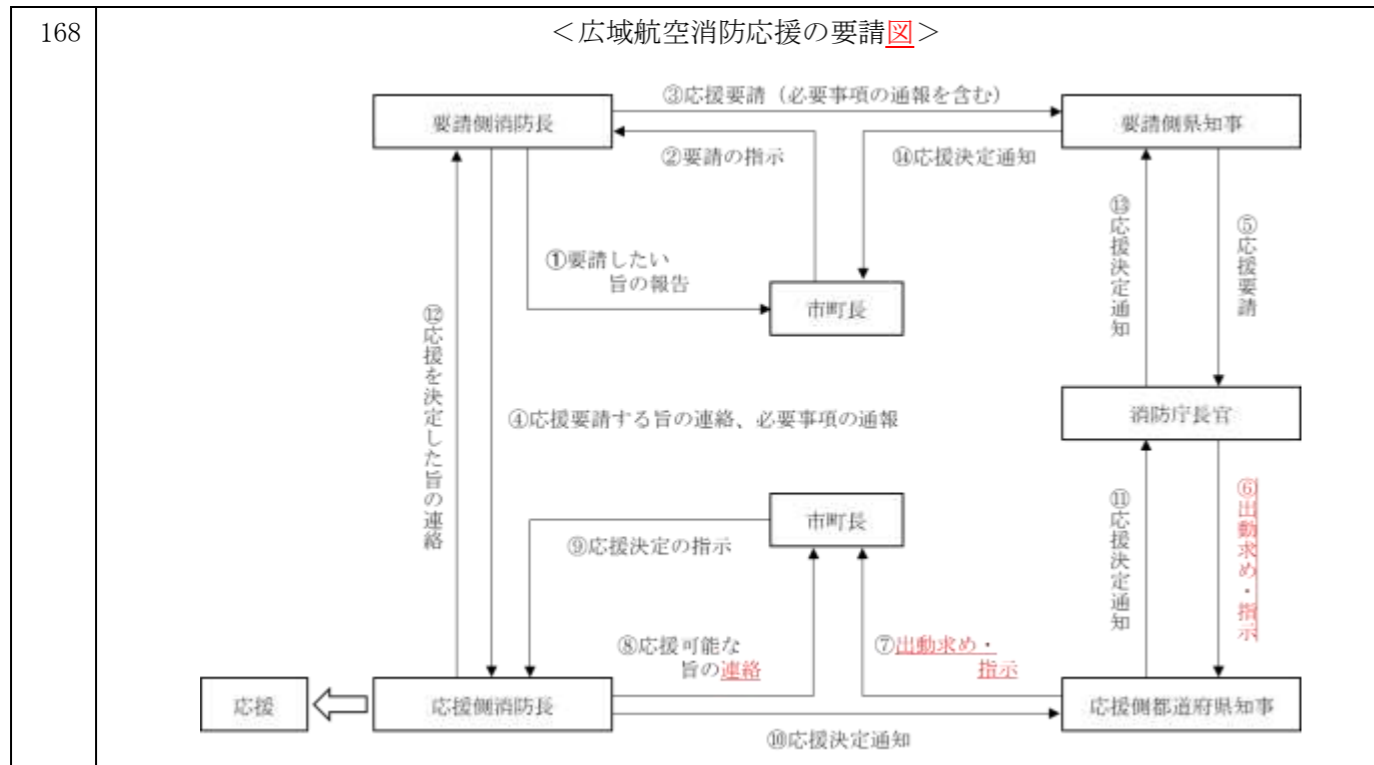
- ※1 () : 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)
- ※2 () : 大津波警報(特別警報)の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路(気象業務法第15条の2)
- ※ 県からの情報伝達について、時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後伝達(緊急の場合は、自宅から)

佐賀地方気象台からの意見に基づく修正

<p>138</p>	<p>【地震及び津波に関する情報の伝達】</p> <p>※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）</p>	<p>削除</p>	<p>佐賀地方気象台からの意見に基づく削除</p>
<p>第3 関係機関による措置事項</p>	<p>佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県（危機管理防災課、河川砂防課）</p>	<p>第3 関係機関による措置事項</p> <p>佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県（危機管理防災課、河川砂防課）</p>	

139	<p>1 気象台</p> <p><u>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達</u></p> <p><u>ア 気象庁、大阪管区気象台</u></p> <p><u>防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、三池海上保安部、総務省消防庁、N T T西日本またはN T T東日本、NHK福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社、九州地方整備局、筑後川河川事務所に通知する。</u></p> <p><u>イ 佐賀地方気象台</u></p> <p><u>防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察本部、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、佐賀国道事務所、武雄河川事務所、九州電力送配電(株)佐賀支社、県に通知する。</u></p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の伝達</p> <p><u>佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察本部、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等に通知する。</u></p> <p>(3) 津波予報区の範囲</p> <p>予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海</p> <p>(4) 警報等の発表基準の引き下げ</p> <p>佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。</p>	<p>1 気象台 (削除)</p> <p>(1) <u>大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達</u></p> <p><u>気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、N T T西日本又はN T T東日本、NHKの機関等に通知する。</u></p> <p>(2) 津波予報区の範囲</p> <p>予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海</p> <p>(3) 警報等の発表基準の引き下げ</p> <p>佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。</p>	佐賀地方気象台からの意見に基づく修正																				
144	<p>第3項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2 災害情報の収集、共有</td> <td>防災関係機関、県警察、 県 (危機管理防災課)</td> </tr> </table>	第2 災害情報の収集、共有	防災関係機関、県警察、 県 (危機管理防災課)	<p>第3項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2 災害情報の収集、共有</td> <td>防災関係機関、県警察、 県 (危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>)</td> </tr> </table>	第2 災害情報の収集、共有	防災関係機関、県警察、 県 (危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u>)	対象機関の追記																
第2 災害情報の収集、共有	防災関係機関、県警察、 県 (危機管理防災課)																						
第2 災害情報の収集、共有	防災関係機関、県警察、 県 (危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u>)																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第4 被害状況等の報告</td> <td>防災関係機関、市町、 県 (危機管理防災課)</td> </tr> </table>	第4 被害状況等の報告	防災関係機関、市町、 県 (危機管理防災課)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第4 被害状況等の報告</td> <td>防災関係機関、市町、 県 (危機管理防災課)</td> </tr> </table>	第4 被害状況等の報告	防災関係機関、市町、 県 (危機管理防災課)																	
第4 被害状況等の報告	防災関係機関、市町、 県 (危機管理防災課)																						
第4 被害状況等の報告	防災関係機関、市町、 県 (危機管理防災課)																						
151	<p>(略)</p> <p>《連絡窓口》</p> <p>(略)</p> <p>県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)</th> <th style="text-align: center;">左記以外 守衛室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">N T T回線</td> <td style="text-align: center;">T E L</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 0 2 6</u> 0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 0 2 7</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分		平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室	N T T回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 0 2 6</u> 0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 0 2 7</u>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2	<p>(略)</p> <p>《連絡窓口》</p> <p>(略)</p> <p>県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)</th> <th style="text-align: center;">左記以外 守衛室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">N T T回線</td> <td style="text-align: center;">T E L</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 3 6 2</u> <u>(0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 0 7)</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X</td> <td style="text-align: center;">0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分		平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室	N T T回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 3 6 2</u> <u>(0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 0 7)</u>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2	誤字修正・追記
区 分		平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室																				
N T T回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 0 2 6</u> 0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 0 2 7</u>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2																				
	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2																					
区 分		平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室																				
N T T回線	T E L	0 9 5 2 - 2 5 - <u>7 3 6 2</u> <u>(0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 0 7)</u>	0 9 5 2 - 2 4 - 3 8 4 2																				
	F A X	0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 6 2																					
	<p>第6項 自衛隊災害派遣要請計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第4 自衛隊の活動範囲</td> <td>自衛隊</td> </tr> </table>	第4 自衛隊の活動範囲	自衛隊	<p>第6項 自衛隊災害派遣要請計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第4 自衛隊の活動範囲</td> <td>自衛隊</td> </tr> </table>	第4 自衛隊の活動範囲	自衛隊																	
第4 自衛隊の活動範囲	自衛隊																						
第4 自衛隊の活動範囲	自衛隊																						

160	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯及び給水を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動内容	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯及び給水を行う。</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>給食、給水及び入浴支援</td> <td>被災者に対し、<u>給食、給水及び入浴支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動内容	(略)	(略)	給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、 <u>給食、給水及び入浴支援を実施する。</u>	(略)	(略)	防衛省防災業務計画との整合に伴う修正
活動項目	活動内容																		
(略)	(略)																		
炊飯及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯及び給水を行う。</u>																		
(略)	(略)																		
活動項目	活動内容																		
(略)	(略)																		
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、 <u>給食、給水及び入浴支援を実施する。</u>																		
(略)	(略)																		
167	<p>第7項 応援協力体制</p> <p>第1 相互協力体制</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第7項 応援協力体制</p> <p>第1 相互協力体制</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>、関係各所属）</p>	対象機関の追記																
167	<p>1 市町、消防機関が実施する措置（略）</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請</p> <p>市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。</p> <p>県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。</p>	<p>1 市町、消防機関が実施する措置（略）</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請</p> <p>市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、<u>「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」</u>又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。</p> <p>県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。</p>	対象計画の追記 文言修正																
167	<p>【緊急消防援助隊の要請図】</p>	<p>【緊急消防援助隊の要請系統図】</p>	脱字追記 要請系統図の変更に伴う修正（フロー全部差し替え）																



「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の記載内容との整合に伴う修正

(略)

171 2 県が実施する相互協力措置
(略)

(4) 市町の代行、業務支援
県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施する。

事 項	根 拠
ア 避難の ^{勸告} ・指示	災害対策基本法第60条第6項
イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	
(略)	(略)

(略)

(略)

2 県が実施する相互協力措置
(略)

(4) 市町の代行、業務支援
県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施する。

事 項	根 拠
ア 避難の ^{指示等}	災害対策基本法第60条第6項
イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	
(略)	(略)

(略)

災害対策基本法の改正に伴う修正

第3 応援協定	市町、消防機関、 県（各協定の担当所属）
----------------	-------------------------

第3 応援協定	市町、消防機関、 県（各協定の担当所属）
----------------	-------------------------

172 1 県の応援協定
(1) 都道府県間の相互応援協定
県内で大規模な地震災害、津波災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求めるものとする。
(略)

1 県の応援協定
(1) 都道府県間の相互応援協定
県内で大規模な地震災害、津波災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求めるものとする。
(略)

対象協定の追記

第4 国の制度に基づく保健医療活動の受援	県（健康福祉政策課）
-----------------------------	------------

第4 国の制度に基づく保健医療^{福祉}活動の受援	県（健康福祉政策課）
--	------------

国基本計画の修正に伴う追記

172	保健医療活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。	保健医療 福祉 活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等県外の都道府県からの人的支援を求める。	国基本計画の修正に伴う追記																																																																																																																																																																																																																		
第8項 通信計画																																																																																																																																																																																																																					
第1 多様な通信手段の利用		防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、報道課、資産活用課）	防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、報道課、資産活用課）																																																																																																																																																																																																																		
174	1 県防災行政無線 (略)	1 県防災行政無線 (略)	最新の整備状況の反映に伴う修正																																																																																																																																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">接続回線</th> <th colspan="4" style="width: 35%;">通 信 内 容</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">県庁から一斉指令可能</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">地上系無線</th> <th style="width: 10%;">有線 (注1)</th> <th style="width: 5%;">電話</th> <th style="width: 5%;">FAX</th> <th style="width: 10%;">映像 (注2)</th> <th style="width: 10%;">防災データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察本部</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">県現地機関</td> <td>防災航空センター</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>総合庁舎（土木無）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td style="text-align: center;">16箇所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>その他の現地機関</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町(バックアップ)</td> <td>無線LAN</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td style="text-align: center;">(○)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">(○)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>移動系無線 (略)</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		区分	接続回線		通 信 内 容				県庁から一斉指令可能	地上系無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災データ	県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	県現地機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○	土木事務所	○	○	○	○	○	○	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○	ダム管理所	16箇所	○	○	○	△	○	その他の現地機関	○	○	○	○	△	△	市町(バックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)	○	(○)	○	○	○	消防機関	○	○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部	○	○	○	○	○	○	○	防災関係機関	△	○	○	○	○	○	○	移動系無線 (略)	△	○	○	○	○	○	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">接続回線</th> <th colspan="4" style="width: 35%;">通 信 内 容</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">県庁から一斉指令可能</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">地上系無線</th> <th style="width: 10%;">有線 (注1)</th> <th style="width: 5%;">電話</th> <th style="width: 5%;">FAX</th> <th style="width: 10%;">映像 (注2)</th> <th style="width: 10%;">防災データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察本部</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">県現地機関</td> <td>防災航空センター</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>総合庁舎（土木無）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ダム管理所</td> <td style="text-align: center;">15箇所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>その他の現地機関</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町(バックアップ)</td> <td>無線LAN</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>MCA</td> <td style="text-align: center;">(○)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">(○)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>移動系無線 (略)</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		区分	接続回線		通 信 内 容				県庁から一斉指令可能	地上系無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災データ	県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	県現地機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○	土木事務所	○	○	○	○	○	○	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○	ダム管理所	15箇所	○	○	○	○	○	その他の現地機関	○	○	○	○	○	○	市町(バックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○	MCA	(○)	○	(○)	○	○	○	消防機関	○	○	○	○	○	○	○	陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部	○	○	○	○	○	○	○	防災関係機関	△	○	○	○	○	○	○	移動系無線 (略)	△	○	○	○	○	○	○
区分	接続回線		通 信 内 容				県庁から一斉指令可能																																																																																																																																																																																																														
	地上系無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災データ																																																																																																																																																																																																															
県警察本部	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
県現地機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	土木事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	ダム管理所	16箇所	○	○	○	△	○																																																																																																																																																																																																														
	その他の現地機関	○	○	○	○	△	△																																																																																																																																																																																																														
市町(バックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	MCA	(○)	○	(○)	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
消防機関	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
防災関係機関	△	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
移動系無線 (略)	△	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
区分	接続回線		通 信 内 容				県庁から一斉指令可能																																																																																																																																																																																																														
	地上系無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災データ																																																																																																																																																																																																															
県警察本部	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
県現地機関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	土木事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	ダム管理所	15箇所	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	その他の現地機関	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
市町(バックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
	MCA	(○)	○	(○)	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
消防機関	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
陸上自衛隊(西部方面混成団、九州補給処) 唐津海上保安部	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
防災関係機関	△	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
移動系無線 (略)	△	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
175	3 防災相互通信用無線電話 防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。 【所有機関】 県、県警察、海上保安部、 1,2市町 【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、 唐津土木事務所 【使用周波数】 158.35MHz 及び 466.775MHz の全国共通波	3 防災相互通信用無線電話 防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。 【所有機関】 県、県警察、海上保安部、 7市町、4消防本部、日本赤十字社 【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部） 【使用周波数】 158.35MHz 又は 466.775MHz の全国共通波	最新の整備状況の反映に伴う修正																																																																																																																																																																																																																		
176	6 非常通信 (略) ≪非常通信のルート例≫	6 非常通信 (略) ≪非常通信のルート例≫																																																																																																																																																																																																																			

	<pre> graph LR A[武雄市 (発信者)] --> B[武雄河川事務所] A --> C[杵藤土木事務所] A --> D[武雄警察署] A --> E[杵藤地区広域市町村 圏組合消防本部] A --> F[九州電力送配電 武雄配電事業所] B --> G[佐賀国道事務所] C --> H[佐賀土木事務所] D --> I[警察本部] E --> J[佐賀広域消防局] F --> K[九州電力送配電 佐賀支社] G --> L[県 (受信者)] H --> L I --> L J --> L K --> L </pre>	<pre> graph LR A[武雄市 (発信者)] --> B[武雄河川事務所] A --> C[武雄県税事務所] A --> D[武雄警察署] A --> E[杵藤地区広域市町村 圏組合消防本部] A --> F[九州電力送配電 武雄配電事業所] D --> G[県警察本部] F --> H[九州電力送配電 佐賀支社] B --> I[県 (受信者)] C --> I G --> I E --> I H --> I </pre>	<p>最新の整備状況の反映に伴う修正</p>
	<p>第2 通信施設の応急復旧</p> <p>専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第2項 通信施設の応急復旧</p> <p>専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（危機管理防災課）</p>	
<p>177</p>	<p>1 一般加入電話</p> <p>電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</p> <p>また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況を関係機関に共有するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>1 一般加入電話</p> <p>電気通信事業者は、災害時において、国、県、市町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</p> <p>また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況、<u>通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>するとともに応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
<p>178</p>	<p>第9項 救助活動計画</p> <p>第2 救助活動</p> <p>消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第9項 救助活動計画</p> <p>第2 救助活動</p> <p>消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</p>	<p>対象機関の追記</p>
<p>179</p>	<p>1 消防機関及び市町 (略)</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>ア 消防機関は、市町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。</p> <p>イ 市町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ウ</u> 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。</p> <p><u>エ</u> 市町は、以上の措置を講じてもおお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p>	<p>1 消防機関及び市町 (略)</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>ア 消防機関は、市町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。</p> <p>イ 市町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。</p> <p><u>ウ</u> 被災地の市町又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p><u>エ</u> 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県に対し</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、<u>要請の連絡を行う</u>。</p> <p><u>オ</u> 市町は、以上の措置を講じてもおお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p>	<p>実態との整合に伴う追記、付番修正</p>

	<p>(略)</p> <p>3 県 (略)</p> <p>(1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。 (新設)</p> <p>(2) 他の市町に対し、応援を指示する。</p> <p>(3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>(5) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>3 県 (略)</p> <p>(1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。</p> <p>(2) <u>県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。</u></p> <p>(3) 他の市町に対し、応援を指示する。</p> <p>(4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>(6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p>	<p>実態との整合に伴う追記、付番修正</p>
181	<p>第10項 保健医療活動計画</p> <p>第1 保健医療活動</p> <p>国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p>第10項 保健医療福祉活動計画</p> <p>第1 保健医療福祉活動</p> <p>国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町 県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
181	<p>1 保健医療活動の総合調整について</p> <p>(1) 保健医療調整本部等の設置</p> <p>県は、傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療調整本部を設置する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部による保健医療活動の総合調整</p> <p>保健医療調整本部を設置した場合は、保健医療調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(3) 保健医療調整本部の機能等について</p> <p>保健医療調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。</p> <p>(4) 保健医療調整本部等の設置場所について</p> <p>保健医療調整本部は正庁に、また現地保健医療調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 保健医療活動チーム (略)</p> <p>184 (8) DMA T活動終了後の医療体制の確保・継続</p>	<p>1 保健医療福祉活動の総合調整について</p> <p>(1) 保健医療福祉調整本部等の設置</p> <p>県は、傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療福祉活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉部内に保健医療福祉調整本部を設置し、また被災地を所管する保健福祉事務所管内に現地保健医療福祉調整本部を設置する。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動の総合調整</p> <p>保健医療福祉調整本部を設置した場合は、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療福祉調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(3) 保健医療福祉調整本部の機能等について</p> <p>保健医療福祉調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌する。</p> <p>(4) 保健医療福祉調整本部等の設置場所について</p> <p>保健医療福祉調整本部は正庁に、また現地保健医療福祉調整本部は原則として保健福祉事務所（保健所）に設置する。なお、急性期において医療（支援者）の活動拠点が災害拠点病院等におかれた場合には、リエゾン（情報連絡員）の派遣等により連携に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 保健医療活動チーム (略)</p> <p>(8) DMA T活動終了後の医療体制の確保・継続</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>

	<p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 【必要に応じ】 保健医療調整本部による編成・派遣の調整 </div> <p>(略)</p>	<p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所や指定避難所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 【必要に応じ】 保健医療<u>福祉</u>調整本部による編成・派遣の調整 </div> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
189	<p>第11項 消防活動計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第3 応援の要請</td> <td>消防機関、市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	第3 応援の要請	消防機関、市町、 県（危機管理防災課）	<p>第11項 消防活動計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第3 応援の要請</td> <td>消防機関、市町、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table>	第3 応援の要請	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u> ）	対象機関の追加
第3 応援の要請	消防機関、市町、 県（危機管理防災課）						
第3 応援の要請	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u> ）						
189	<p>1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 被災地の市町及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県を通じ消防庁へ</u>、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。</p>	<p>1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 (略)</p> <p><u>2</u> <u>県消防防災ヘリコプターの出動要請</u> <u>被災市町を所管する消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u> <u>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。</u></p> <p><u>3</u> 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 被災地の市町及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県に対し</u>、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援について、<u>要請の連絡を行う。</u></p>	<p>実態との整合に伴う追記</p> <p>付番修正</p> <p>文言修正</p>				
190	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第4 救急活動</td> <td>消防機関、市町、 県（危機管理防災課）</td> </tr> </table>	第4 救急活動	消防機関、市町、 県（危機管理防災課）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第4 救急活動</td> <td>消防機関、市町、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</td> </tr> </table>	第4 救急活動	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u> ）	対象機関の追記
第4 救急活動	消防機関、市町、 県（危機管理防災課）						
第4 救急活動	消防機関、市町、 県（危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u> ）						
190	<p>2 搬送手段の確保 (略)</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 搬送手段の確保 (略)</p> <p>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、<u>県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」</u>、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。</p> <p>(略)</p>	実態との整合に伴う追記				
190	<p>4 応援要請 (略)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県を通じ消防庁へ</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。</p>	<p>4 応援要請 (略)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、<u>県に対し</u>、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、<u>要請の連絡を行う。</u></p>	文言修正				

	(略)	(略)	
192	<p>第13項 水防活動計画と二次災害の防止活動</p> <p>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動 国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（危機管理防災課、農山漁村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課）</p>	<p>第13項 水防活動計画と二次災害の防止活動</p> <p>第1 水防活動計画と二次災害の防止活動 国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（危機管理防災課、農山村課、林業課、下水道課、河川砂防課、道路課、<u>水産課</u>）</p>	組織改正に伴う修正
196	<p>第14項 避難計画</p> <p>第3 避難誘導等 避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（危機管理防災課）</p>	<p>第14項 避難計画</p> <p>第3 避難誘導等 避難指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、県（危機管理防災課）</p>	用語削除
196	<p>1 避難誘導</p> <p>(1) 地域住民等の避難誘導 避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。 市町は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。</p>	<p>1 避難誘導</p> <p>(1) 地域住民等の避難誘導 避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。 市町は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。</p>	用語削除 用語削除
197	<p>2 避難</p> <p>(1) 小規模な避難 避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。 ただし、避難行動要支援者自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市町は、車両・船舶等を準備し、援助するものとする。</p>	<p>2 避難</p> <p>(1) 小規模な避難 避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。 ただし、避難行動要支援者自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市町は、車両・船舶等を準備し、援助するものとする。</p>	用語削除 用語削除
	<p>第4 主な施設における避難 学校等・病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、市町、県（法務私学課、危機管理防災課、こども未来課、スポーツ課、文化課、まなび課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）</p>	<p>第4 主な施設における避難 学校等・病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、市町、県（法務私学課、危機管理防災課、こども未来課、スポーツ課、文化課、まなび課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）</p>	
198	<p>学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。</p> <p>1 学校等 公立の学校等は、生徒等の在学時に、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ</p>	<p>学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。</p> <p>1 学校等 公立の学校等は、生徒等の在学時に、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒</p>	用語削除 用語削除

199	<p>安全に生徒等を避難させる。(略)</p> <p>2 病院等医療機関 病院等医療機関は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいえ、県及び市町に対し速やかにその旨を連絡する。(略)</p> <p>3 社会福祉施設 社会福祉施設は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいえ、県及び市町に対し速やかにその旨を連絡する。(略)</p> <p>4 不特定多数の者が利用する特定施設等 不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。(略)</p>	<p>等を避難させる。(略)</p> <p>2 病院等医療機関 病院等医療機関は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいえ、県及び市町に対し速やかにその旨を連絡する。(略)</p> <p>3 社会福祉施設 社会福祉施設は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいえ、県及び市町に対し速やかにその旨を連絡する。(略)</p> <p>4 不特定多数の者が利用する特定施設等 不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。(略)</p>	<p>用語削除</p> <p>用語削除</p> <p>用語削除</p>
	<p>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営</p> <p>市町、 県(危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課)</p>	<p>第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営</p> <p>市町、 県(危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課)</p>	
200	<p>2 指定避難所の運営管理等 市町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (略)</p>	<p>2 指定避難所の運営管理等 市町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
209	<p>第17項 交通及び輸送対策計画</p> <p>第2 交通政策</p> <p>県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(農山漁村課、道路課、港湾課)</p>	<p>第17項 交通及び輸送対策計画</p> <p>第2 交通政策</p> <p>県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、 県(道路課、港湾課、<u>水産課</u>)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

	第18項 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	第18項 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画																					
	第4 物資の配送計画	第4 物資の配送計画																					
	市町、 県（社会福祉課、産業政策課、流通・貿易課、道路課）	市町、 県（社会福祉課、産業政策課、流通・貿易課、道路課）																					
222	≪県が指定する輸送拠点≫ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">S A G A サンライズパーク</td><td>佐賀市</td></tr> <tr><td>唐津市文化体育館</td><td>唐津市</td></tr> <tr><td>佐賀競馬場</td><td>鳥栖市</td></tr> <tr><td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td><td>伊万里市</td></tr> <tr><td>全天候型屋内多目的広場「<u>みゆきドーム</u>」</td><td>嬉野市</td></tr> </table>	S A G A サンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「 <u>みゆきドーム</u> 」	嬉野市	≪県が指定する輸送拠点≫ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">S A G A サンライズパーク</td><td>佐賀市</td></tr> <tr><td>唐津市文化体育館</td><td>唐津市</td></tr> <tr><td>佐賀競馬場</td><td>鳥栖市</td></tr> <tr><td>伊万里市国見台公園（国見台体育館）</td><td>伊万里市</td></tr> <tr><td>全天候型屋内多目的広場「<u>朝日I&Rドーム</u>」</td><td>嬉野市</td></tr> </table>	S A G A サンライズパーク	佐賀市	唐津市文化体育館	唐津市	佐賀競馬場	鳥栖市	伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市	全天候型屋内多目的広場「 <u>朝日I&Rドーム</u> 」	嬉野市	呼称変更に伴う修正
S A G A サンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「 <u>みゆきドーム</u> 」	嬉野市																						
S A G A サンライズパーク	佐賀市																						
唐津市文化体育館	唐津市																						
佐賀競馬場	鳥栖市																						
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市																						
全天候型屋内多目的広場「 <u>朝日I&Rドーム</u> 」	嬉野市																						
	第19項 広報、被災者相談計画	第19項 広報、被災者相談計画																					
	第1 住民への情報提供	第1 住民への情報提供																					
	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）	防災関係機関、市町、 県（広報広聴課、危機管理防災課、報道課、関係各所属）																					
225	1 県による災害広報の実施 （略） (4) 広報の方法 （略） イ 一般広報 (7) 県は、保有する以下の広報手段等を活用するほか、防災関係機関と連携することにより、効果的な広報活動を実施する。 <u>a</u> 公用車による広報 <u>b</u> テレビ、ラジオ等放送媒体による広報 <u>c</u> 広報誌による広報 <u>d</u> インターネットによる広報 <u>(a)</u> 県ホームページを活用した広報 <u>(b)</u> ソーシャルメディア（ツイッター等）を活用した広報 <u>e</u> 携帯電話等の <u>メール</u> （防災ネットあんあん等）による広報 （略）	1 県による災害広報の実施 （略） (4) 広報の方法 （略） イ 一般広報 県は、保有する以下の広報手段等を活用するほか、防災関係機関と連携することにより、効果的な広報活動を実施する。 <u>(7)</u> 公用車による広報 <u>(イ)</u> テレビ、ラジオ等放送媒体による広報 <u>(ウ)</u> 広報誌による広報 <u>(エ)</u> インターネットによる広報 <u>a</u> 県ホームページを活用した広報 <u>b</u> ソーシャルメディア（ツイッター等）を活用した広報 <u>(オ)</u> 携帯電話等の <u>通知機能</u> （防災ネットあんあん等）による広報 （略）	付番修正																				
226	2 市町による災害広報の実施 (1) 広報の内容及び方法 （略） ア 住民に対する広報 （略） (イ) 広報の方法 （略） a 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報 b 広報車による広報（消防広報車を含む） c ハンドマイクによる広報 d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報	2 市町による災害広報の実施 (1) 広報の内容及び方法 （略） ア 住民に対する広報 （略） (イ) 広報の方法 （略） a 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報 b 広報車による広報（消防広報車を含む） c ハンドマイクによる広報 d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報	システム整備の更新に伴う修正																				

	<p>e 広報誌、掲示板による広報</p> <p>f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報</p> <p>g 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報</p> <p>（略）</p>	<p>e 広報誌、掲示板による広報</p> <p>f インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報</p> <p>g 携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報</p> <p>（略）</p>	システム整備の更新に伴う修正				
234	<p>第21項 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第5 港湾、漁港</td> <td>港湾管理者、漁港管理者、 県（農山漁村課、港湾課）</td> </tr> </table>	第5 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（ 農山漁村課 、港湾課）	<p>第21項 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第5 港湾、漁港</td> <td>港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、水産課）</td> </tr> </table>	第5 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 水産課 ）	組織改正に伴う修正
第5 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（ 農山漁村課 、港湾課）						
第5 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（港湾課、 水産課 ）						
	<p>第25項 ボランティアの活動対策計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 支援</td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（県民協働課、社会福祉課）</td> </tr> </table>	第1 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（県民協働課、社会福祉課）	<p>第25項 ボランティアの活動対策計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 支援</td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（県民協働課、社会福祉課）</td> </tr> </table>	第1 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（県民協働課、社会福祉課）	
第1 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（県民協働課、社会福祉課）						
第1 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（県民協働課、社会福祉課）						
245	<p>（略）</p> <p>県・市町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>県・市町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。</p> <p>なお、県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>（略）</p>	国基本計画に基づく追記				
	<table border="1"> <tr> <td>第3 支援</td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	第3 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）	<table border="1"> <tr> <td>第3 支援</td> <td>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	第3 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）	
第3 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）						
第3 支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際課、建設・技術課、まちづくり課、建築住宅課、河川砂防課）						
246	<p>市町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。</p> <p>市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p>	<p>市町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。</p> <p>市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p>	国基本計画の修正に伴う追記、修正				

	これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。	これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。																																													
	第29項 災害救助法の適用 第2 実施主体 市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）	第29項 災害救助法の適用 第2 実施主体 市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（危機管理防災課）																																													
250	1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。 <u>ただし</u> 、救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。 （略）	1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。 救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。 （略）	表現修正																																												
	第5 救助の種類 市町、 県（危機管理防災課）	第5 救助の種類 市町、 県（危機管理防災課）																																													
252	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所、<u>応急仮設住宅</u>の供与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>5 <u>災害にかかった者</u>の救出</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>6 <u>災害にかかった</u>住宅の応急修理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>7 学用品の給与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>8 埋葬</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>9 死体の捜索及び処理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている<u>物</u>の除去</td><td>知事、市町長</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施主体	1 避難所、 <u>応急仮設住宅</u> の供与	知事、市町長	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長	4 医療及び助産	知事、市町長	5 <u>災害にかかった者</u> の救出	知事、市町長	6 <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理	知事、市町長	7 学用品の給与	知事、市町長	8 埋葬	知事、市町長	9 死体の捜索及び処理	知事、市町長	10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>物</u> の除去	知事、市町長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所<u>及び</u>応急仮設住宅の供与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>5 <u>被災者</u>の救出</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>6 <u>被災した</u>住宅の応急修理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>7 学用品の給与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>8 埋葬</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>9 死体の捜索及び処理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている<u>もの</u>の除去</td><td>知事、市町長</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施主体	1 避難所 <u>及び</u> 応急仮設住宅の供与	知事、市町長	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長	4 医療及び助産	知事、市町長	5 <u>被災者</u> の救出	知事、市町長	6 <u>被災した</u> 住宅の応急修理	知事、市町長	7 学用品の給与	知事、市町長	8 埋葬	知事、市町長	9 死体の捜索及び処理	知事、市町長	10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>もの</u> の除去	知事、市町長	災害救助法記載内容との整合に伴う修正
救助の種類	実施主体																																														
1 避難所、 <u>応急仮設住宅</u> の供与	知事、市町長																																														
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長																																														
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長																																														
4 医療及び助産	知事、市町長																																														
5 <u>災害にかかった者</u> の救出	知事、市町長																																														
6 <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理	知事、市町長																																														
7 学用品の給与	知事、市町長																																														
8 埋葬	知事、市町長																																														
9 死体の捜索及び処理	知事、市町長																																														
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>物</u> の除去	知事、市町長																																														
救助の種類	実施主体																																														
1 避難所 <u>及び</u> 応急仮設住宅の供与	知事、市町長																																														
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長																																														
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長																																														
4 医療及び助産	知事、市町長																																														
5 <u>被災者</u> の救出	知事、市町長																																														
6 <u>被災した</u> 住宅の応急修理	知事、市町長																																														
7 学用品の給与	知事、市町長																																														
8 埋葬	知事、市町長																																														
9 死体の捜索及び処理	知事、市町長																																														
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>もの</u> の除去	知事、市町長																																														
269	第36項 石油等の大量流出の防除対策計画 第1 石油等の大量流出の防除対策 石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（危機管理防災課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山漁村課、河川砂防課、港湾課）	第36項 石油等の大量流出の防除対策計画 第1 石油等の大量流出の防除対策 石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（危機管理防災課、環境課、有明海再生・自然環境課、水産課、農山村課、河川砂防課、港湾課）	組織改正に伴う修正																																												
275	第38項 孤立地域対策活動 第1 孤立地域対策活動 防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）	第38項 孤立地域対策活動 第1 孤立地域対策活動 防災関係機関、市町、 県（危機管理防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課、 <u>防災航空センター</u> ）	対象機関の追記																																												
275	2 緊急物資等の輸送 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を <u>行うため</u> 、県及び市町は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。	2 緊急物資等の輸送 ヘリコプターによる輸送を <u>含めたあらゆる手段による輸送について</u> 、県は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。	消防庁通知文書（消防災第14号（令和6年1月30日））に基づく																																												

				追記
第39項 生活再建計画		第39項 生活再建計画		
第1 被災者生活再建支援金	国、市町、 県（危機管理防災課）	第1 被災者生活再建支援金	国、市町、 県（危機管理防災課）	
276	(略) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	(略) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により</u> 、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。		国基本計画の修正に伴う追記
280	第3節 災害復旧・復興計画 第1項 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2 迅速な原状復旧 市町、県警察、関係施設の管理者等、 県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、スポーツ課、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山漁村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）	第3節 災害復旧・復興計画 第1項 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2 迅速な原状復旧 市町、県警察、関係施設の管理者等、 県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、スポーツ課、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）		組織改正に伴う修正
	第3 計画的復興 市町、ライフライン事業者 県（危機管理防災課、まちづくり課、下水道課、建築住宅課、文化課）	第3 計画的復興 市町、ライフライン事業者 県（危機管理防災課、まちづくり課、下水道課、建築住宅課、文化課）		
283	2 文化財対策 (1) 指定文化財等の復旧 県（ <u>教育委員会</u> ）、市町（教育委員会）は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。	2 文化財対策 (1) 指定文化財等の復旧 県、市町（ <u>教育委員会等</u> ）は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。		県（文化財保護・活用室）からの意見に基づく修正
	第2項 被災者の生活再建等への支援	第2項 被災者の生活再建等への支援		
284	(略) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	(略) 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により</u> 、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。		国基本計画の修正に伴う追記
	第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等 市町、 県（政策チーム、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）	第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等 市町、 県（政策チーム、危機管理防災課、税政課、市町支援課、建築住宅課、関係各所属）		
284	(略) 2 被災者台帳の作成等 (1) 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施	(略) 2 被災者台帳の作成等 (1) 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施		

	に努めるものとする。 (略)	に努めるものとする。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略)	国基本計画の修正に伴う追記
291	第3章 津波災害対策 第1節 災害予防 対策計画 第1項 津波に強い県土の形成 海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、 河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、環境課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山漁村課、まちづくり課、河川砂防課）	第3章 津波災害対策 第1節 災害予防 対策計画 第1項 津波に強い県土の形成 海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、 河川管理者、市町、 県（危機管理防災課、法務私学課、港湾課、環境課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、農山村課、まちづくり課、河川砂防課、 <u>水産課</u>)	組織改正に伴う修正
	第4項 防災知識の普及 防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、教育振興課、学校教育課）	第4項 防災知識の普及 防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、教育振興課、学校教育課）	
294	1 防災知識の普及・啓発等 県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 (新設) (略)	1 防災知識の普及・啓発等 県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 <u>この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u> (略)	国基本計画との整合に伴う追記
	(2) 津波の特性に関する情報 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること など (略)	(2) 津波の特性に関する情報 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> の発生の可能性があること など (略)	
	2 津波防災教育の推進 (略) 県及び市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。 (新設) (略)	2 津波防災教育の推進 (略) 県及び市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。 <u>この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u> (略)	国基本計画との整合に伴う追記